

岩手県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定施設入居者生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人江刺寿生会	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290番地1	指定特定施設養護老人ホーム松寿荘	岩手郡雫石町七ツ森16番地37	平成24年2月1日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町山田第1地割11番地3	小規模多機能型居宅介護事業所 恵みの里 眺望	下閉伊郡山田町山田第1地割11番地3	平成23年6月1日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人江刺寿生会	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290番地1	松寿荘指定居宅介護支援事業所	岩手郡雫石町七ツ森16番地37	平成24年2月1日

4 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人江刺寿生会	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290番地1	指定特定施設養護老人ホーム松寿荘	岩手郡雫石町七ツ森16番地37	平成24年2月1日

5 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町山田第1地割11番地3	小規模多機能型居宅介護事業所 恵みの里 眺望	下閉伊郡山田町山田第1地割11番地3	平成23年6月1日